

評価細目の第三者評価結果 (保育所)

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	運営理念をもとに園目標を設定し、玄関や廊下、事務室に掲示し、園のしおりや重要事項説明書などにも明示し周知している。職員は入社時の研修で運営理念などの説明を受けて研修後のレポートを提出したり、理念などをまとめたクレドを配布して読み合わせを行い、基本方針に基づいた保育活動の展開につなげ、コーポレートメッセージを定めてみんなで保育にあたるという意識を高め、職員間の共有を進めている。また、保育園業務マニュアルの内容などを確認し、職員が理念を思い起こせるようにも取り組んでいる。保護者には入園時に必ず重要事項説明書をもとに読み合わせを行い、説明をしている。年度初めの保護者会で説明したり、行事などの際に園目標などを伝えるようにしており、理解と共有が進んできていることが利用者調査の結果からも窺える。

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	本部担当を中心に地域の福祉ニーズ把握に向け、国や市の福祉関連情報を収集し、園長が市役所を訪問した際に待機児数などの地域の子育てに関する情報を把握して、保育活動に活かしている。また、本部から提供される情報や各メディアからの情報を整理して、福祉制度や保育施策の動向なども適宜把握し職員間で共有している。保育所見学者からの相談内容などからも地域の子育てニーズなどを把握している。0歳児保育へのニーズが当地域では高く、保育所として受け入れ枠が無いことから今後も前向きに対応を検討して行きたいと市にも提案している。
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	昨年度建物の耐震補強工事が実施され、安全で安心な保育室環境へと改善されている。保育所の置かれている経営状況などを踏まえ市には運営費の増額なども要請しており、老朽化した調理設備などの更新も進めている。0歳児保育ニーズへの検討や人材の確保・育成、トイレの改修や園庭の砂の問題など、保育所を取り巻く課題などを整理して本部担当と連携して協議をしている。利用者調査結果では防犯などのセキュリティに関する要望も高く、防犯カメラの設置やオートロックの増設などの取り組み検討も期待したい。また、経費の抑制や削減に関しては他園での状況や取り組みなどを参考にしたり、本部からの指導などを考慮して職員の意識を高めるように努めている。備品などはまとめて購入し、本当に必要なものかどうかを判断したり、丈夫で長く使えるものを選択して、品質や価格などを考慮し比較検討して購入するように努めている。反面、保育活動に必要なものは購入することを基本的な考えとしており、保育の質の低下につながる節約はしない考え方で園の運営にあたっている。

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	運営理念及び保育方針に沿って園目標を設定し、長期計画目標を策定している。長期目標をもとに年度毎に整理された中期計画が作成されており、内容に合わせて半期毎に評価と改善点が検討され、次期計画に活かされている。また、年度毎の中期計画は保育活動の年間指導計画・月案・週案・行事などにつながるように内容が考慮されている。中期計画を見直す際には目標の達成状況を確認しやすい、より具体的な指標を設けるなど取り組み内容との整合性を図りつつ全職員で協議を行い、さらに保育活動に自主的に取り組むなどの意識向上に向けた工夫も検討されたい。
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	保育園業務マニュアルには課題の明確化や計画策定の手順、取り組み時期も含めて明示されている。年度毎の中期計画をもとに、年間指導計画・月案・週案を作成して、計画に沿って保育活動が進むように努めている。また、年度初めに行事毎に担当職員を決めて行事企画書を作成し、仕事の割り振りを行い全職員で取り組んでいる。職員会議などで意見や提案などを出し合い、保護者アンケートの結果などを考慮して調整・協議を行い、行事や保育活動などの工夫をしている。行事後には職員会議で反省・見直しなどを行い、次の行事改善などに活かし、各系列園での取り組みなども参考にしている。
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	保育の基本となる保育課程が、運営理念、基本方針、園目標の「・挨拶ができ、思いやりが持てる子 ・自分で考えて行動できる子」を目指して作成され、毎年見直しが行われており、職員間で共有して保育にあたっている。保育課程をもとに年齢毎の年間指導計画、月間指導計画、週案が立案されている。各計画をクラス担当職員が策定し、園長・主任が確認を行い、職員会議を通して協議・共有しており、年末・期末・月末に評価・振り返りを実施して次期の計画につなげている。週案が各クラス毎に作成され、園長・主任の確認を受けて、クラス間で活動内容や時間などを調整して異年齢での交流などに活かすこともある。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a	保護者に年間行事予定を配付して、子どもたちが行う行事にできるだけ参加してもらえるように配慮している。また、クラスだよりを通して月毎の活動のねらいや子どもたちの様子などを伝えて、保育所での取り組みを知ってもらうように工夫している。各クラスの週案をわかりやすくまとめ、保護者に向けて掲示するなど、指導計画の内容などを伝えていくことも検討されたい。また、年度初めの運営委員会などで保育課程と各指導計画の位置づけ、それぞれのつながり、ねらいや取り組み内容なども合わせて説明し理解と協力につなげていくことも期待したい。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	重要事項などの決定手順などは、保育園業務マニュアルの中にフローが明記されており、園長会議で伝えられる本部の決定事項などは職員会議や昼礼などを通して伝達され、職員間での共有につなげている。案件によっては本部から通達文書が配付され、園内で回覧を行い各自が確認してサインを残している。その他の案件は職員会議で検討し、必要に応じて園長会議の議題として提案して、本部で対応が検討・協議され、決定事項として各園に返されている。保護者に向けては運営委員会などの機会に伝えるとともに、書面での配付や園内掲示などで周知し、連絡帳への記入や送迎時の対話などを通して直接伝えている。
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	保育課程を年度末に見直し、各指導計画について年末・期末・月末・週末に評価・反省を行い、次の計画策定に活かして、取り組み内容の工夫や様々な配慮につなげ、子どもたちの楽しく、安全で安心な思い出に残る保育に反映させている。また、保護者からの意見や要望などを行事後のアンケートや運営委員会、クラス懇談会、保育士体験、日々の送迎時の対話などから把握し、アンケート結果や保育所としての回答・対応などを園内に掲示して保護者に返して、保育活動や行事などの配慮・工夫などにつなげている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	保育園業務マニュアルに園長・主任の役割が明記され、マニュアルに沿って園長は保育活動の実践などにあたっている。園長は職員会議や日々のコミュニケーション、面談、保育活動などの実践を通して保育への考えを伝え、自らが保育補助に入ったり、備えていて欲しい保育の知識や技能などを確認して日々保育力の向上に努めている。また、スーパーバイザー・マネージャーを配して各園の運営・保育活動などへの助言・指導体制を強化しており、児童票や月案・週案などの提出日を定め、園長・主任が内容を確認し職員間の情報共有などに努め、日々の保育を進めている。
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	a	保育士として守るべき法・規範・倫理、施設の最低基準や監査項目などは保育園業務マニュアルに掲載され、職員が必要に応じて適宜閲覧し確認できるように事務室に置かれている。コンプライアンス委員会が設置されており、顧問弁護士への連絡などの制度を導入し保育園業務マニュアルに明記するとともに、連絡方法などを掲示・周知している。また、苦情窓口や第三者委員などの情報を重要事項説明書に明示して保護者に周知し、園内にも掲示している。保育活動や行事などの情報はホームページで公表しており、毎年第三者評価を受審して結果を玄関などに置いて保護者などに公開している。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	スーパーバイザー・マネージャーによる園への助言・指導・支援体制を整備して、園の運営・保育活動などへの対応に努めている。運営理念である「職員が楽しく働く」ことを大切にし、職員間のコミュニケーション・保育に関する情報共有などを心がけている。運営理念などをまとめたクレドを職員に配布して相互理解と共有を促し、園長が率先して保育活動の実践・職員への指導や助言などを通して、保育に取り組む姿勢や考え方を伝えている。
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	これまでの取り組みや前年度の評価・反省をもとに、行事や保育計画の見直し・改善などを進めており、より良い行事や保育活動につながるよう様々な工夫と配慮を行っている。また、系列他園での取り組みなどを参考にしたり、本部の指導などを活かして運営経費などの削減に向けた職員の意識を高め、対応に努めている。備品などの状況を確認してまとめて購入したり、本当に必要なものかを判断したり、丈夫で長く使えるものを選んで品質や価格などを考慮し、比較して購入するようにも努めている。基本的な考えとして、保育活動に必要なものは購入する方向で対応を進めており、保育の質の低下につながるような節約はしない考え方で園運営にあたっている。

II-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	人事制度方針・事業所が求める職員像などが保育園業務マニュアルに明記されており、必要に応じて職員が適宜確認できるよう事務室に常設されている。採用の際には本部人事担当者が運営理念・保育方針などについて説明を行い、運営理念などに理解と共感が得られる人材を採用している。園からは人材に関する要望などを園長を通じて本部に伝えている。クラス担任や係の配置については、園長の職員面接を通して本人の要望などを把握し、経験・資質などを踏まえ、園全体のバランスを考慮し決定しており、よりスムーズな園の運営につながるよう努めている。また、新卒職員に対するチューター制度を導入し、新卒職員が先輩職員に様々なことを相談できる体制が整っている。行事担当を決めて企画段階から責任を持って自主的に取り組むことで、責任とやりがいにつなげている。
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	本部における査定基準や賃金規定などが公開され、年間3回の考課査定を行っている。職員各自が自己査定をして園長及びマネージャーによる査定を受けており、保育本部の確認後、賃金や手当などに反映されている。疲労やストレスなどの自己確認をメンタル・ヘルスチェックを通して行い、日頃から職員間でコミュニケーションを取りながら、やる気の向上や昼礼などを通して互いの気づきの共有などに努めている。園長・主任は心理カウンセラーによるカウンセリングを受けており、管理職の精神的な疲労などを把握し抑制に向けた取り組みを進めている。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	勤務シフトの作成の際には、職員の希望に合わせて有給休暇などが取得できるように配慮がなされ、各自の予定を確認してシフト表に反映されている。また、個人面談を行い異動に関する希望などを把握したり、日常保育におけるコミュニケーションなどを通じて意見などを収集している。クラス担任や係などの配置は職員会議等での協議をもとに検討し、経験年数や資質などを参考に、園内のバランスに配慮して園長が決定している。行事については担当を決めて、担当職員が企画段階から責任を持って取り組み、園長・主任が適宜支援や助言をしている。研修へは勤務シフトを調整して通常業務に支障がない限り参加できるように配慮し、無理な勤務体制にならないように努めている。スポーツクラブの法人会員、社内運動会や社員親睦目的の費用補助、リゾート施設の利用、予防接種の奨励や費用の補助、入社時の健康診断費用補助など、様々な福利厚生制度がある。職員は疲労やストレスなどの自己確認をメンタル・ヘルスチェックを通して行い、日頃から職員間でコミュニケーションを取り、精神的な支援対応も進めている。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	職員は個別の年間研修計画を作成して、研修項目に合わせて自らが参加状況や半期毎の反省・感想を記入し、園長からの助言や指導などを受けている。園内研修にも積極的に取り組み、「子どもを通わせたいと思える保育園」などをテーマに討議を行い、職員間での共通認識及び合意形成につなげ、職員の意識付けや情報を把握して自らが考えて行動するように指導している。また、受講した研修成果は回覧や園内研修などで共有しており、職員間でどこにどのように研修成果が活かされたのかなどを相互に確認・共有する工夫も期待したい。
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	本部から研修に関する年間予定表が提示され、階層別研修などの経験年数に応じたメニューが示されており、内外の研修には常勤・非常勤を問わず参加することができるように配慮され、保育力の向上に向けた取り組みが進められている。また、海外施設の視察などを含む研修も用意されており、年間を通して全園で共通して保育への取り組みを進め、推薦などにより参加できるよう励んでいる。
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	本部からの研修案内などにもとに職員からの希望を把握し、勤務シフトを調整して通常業務に支障がない限り、希望に応じて研修に参加できるよう考慮している。階層別研修や参加が必須の研修、自由選択研修も設定されており、人材育成に向けた積極的な取り組みが行われている。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	実習生の受け入れに関する対応マニュアルが整備され、その意義や受け入れ時の配慮や手順などが明記されている。実習生の受け入れの際には園長または主任が注意事項に沿って説明を行い、個人情報保護やプライバシーの尊重、保育への考え方や取り組みなどを伝え、守秘義務に関する誓約書を提出して貰っている。大学や専門学校などの実習生を受け入れ、声かけや指導の検討などを行うことで職員の成長にも活かされている。保育関連の大学生や専門学校生を積極的に受け入れ、次代を担う保育士などの人材育成につながっている。

Ⅱ－３ 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－３－（１） 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ－３－（１）－① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	本部ホームページには運営理念、CSR・環境活動、サービス内容、保育に関するニュースなどが公開され、法人における活動が伝えられている。園の保育活動や行事などの情報もホームページで公表しており、子どもたちの園生活の様子や行事への取り組みなどが写真とともに掲載され、楽しい活動が窺える内容となっている。また、県の第三者評価を毎年受審して結果を公開している。
Ⅱ－３－（１）－② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	運営本部における組織体制が整理され、管理層及び職員に周知されており、スーパーバイザー・マネージャーによる各園の運営・保育活動などに関する助言・指導体制を構築して適正な経営・運営に努めている。また、本部管理課に各園の担当者を配して保育業務に関する国や県、市の動きや政策の動向など把握し、保育園の活動などに活かしている。また、県の行政監査が定期的に行われており、市の「子ども部所管指定管理書」の評価も実施され指導を受けており、適正な保育園運営につなげるよう努めている。

Ⅱ－４ 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－４－（１） 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ－４－（１）－① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	夏祭りには卒園児や地域の子育て家庭、居住者などもお誘いし、ポスターを掲示させてもらい参加を促している。継続して地域に親しまれてきた施設であり、近隣の学校や消防署、警察との交流もあり、運動会は市と連携して近隣の公園を借りて行い、近隣中学の協力を得て、椅子やテントなどの貸し出しも受けている。子どもたちが職員以外の人とふれあうことで社会性を育み、地域での認知度も向上している。また、出前保育的な取り組みも予定しており、近隣公園での大型絵本による読み聞かせなどの計画もあり、今後の取り組みに期待が持てる。
Ⅱ－４－（１）－② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	ボランティアの対応マニュアルが整備されており、その意義や受け入れ時の配慮・手順などが整理されている。ボランティアの受け入れの際には園長あるいは主任が注意事項に沿って説明を行い、個人情報の保護やプライバシーの尊重などを伝えて守秘義務に関する誓約書を提出して貰っている。高校生の保育体験、中学生の職場体験、絵本の読み聞かせ、科学遊びや影絵のボランティアを受け入れ、園外の人と子どもたちが交流することで社会性の向上・感性の成長などにつながり、職員の一層の成長のためにもなると考えている。また、ボランティアを受け入れることで地域との連携・協力関係がさらに深まり、子育て支援施設としての位置付けが浸透している。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	地域の医療機関や公共施設などを必要な分野毎に整理して一覧表として取りまとめ、事務室に掲示して職員が必要な時に適宜利用できるように配慮している。また、園内には「保育所お散歩MAP」を掲示し、周辺の公園などの社会資源の位置を保護者に伝え、日常の子育て対応にも活かしてもらえるように工夫している。市役所やファミリーサポートセンターから提供される子育てに関する資料を掲示したり、保護者に配布して子育て支援活動につなげており、気になる子どもへの対応では市の巡回指導との連携を活かした取り組みを進めている。子育てに関連する機関として、市役所保育課・小学校・保健所・消防署・警察署・児童相談所など、医療機関では小児科医・歯科医などと必要に応じて連携が取れるように配慮している。防災訓練では年1回消防署と連携して消防車に来てもらい、水消火器を使った訓練などを行い、子どもたちの防災への意識付けにつなげている。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a	子育て支援活動として、月1回「親子ふれあい体験保育」を受け入れており、市の広報紙を通して募集を行っている。園庭を利用して遊んだり、保育室でおもちゃを利用して遊んだり、子育てに関する相談を受けるなどの取り組みが参加者からは喜ばれている。また、市役所などからもらってきた子育てに関する資料を掲示したり、保護者に配布するなどして子育て支援に活かしている。また、大型絵本を利用した読み聞かせを近隣公園で行う計画もあり、さらに内容を検討して出前保育的な活動を拡充されたい。
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	a	保育所のある地域では0歳児保育のニーズが高く、今後の取り組みとして受け入れを検討していく必要性を感じており、市側の意向と合わせて協議を続けている。「親子ふれあい体験保育」では地域の子育て家庭を受け入れ、施設を活かした保育実践を体験してもらっている。また、多くの子どもが延長保育を利用する地域性に配慮して、3～4人の職員を配した延長保育体制を取り、子どもたちの安全・安心な保育を確保できるように配慮している。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ－１ 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ－１－（１） 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ－１－（１）－① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	入園のしおりには運営理念、保育理念等が明記され、運営委員会やクラス懇談会、保育行事などを通して保護者に説明し周知しており、個人面談などの機会にも伝えている。保護者からの意見や要望などは運営委員会やクラス懇談会等で把握し、指導計画などの作成に活かしたり、職員会議などの場で職員間の共通理解につなげている。運営理念である「保護者ニーズにあった保育サービスの提供」を目指して保育活動に取り組み、子ども一人ひとりの育ちや家庭状況、保護者の子育て観や方針などを考慮して話し合い、日々のコミュニケーションを通して信頼関係を築けるように配慮している。また、保育園業務マニュアルには子どもへの言葉かけ・対応について整理がされており、子どもの気持ちを傷つけるような職員の言動が気になった場合には、園長が適宜子どもの気持ちを留意した声のかけ方などを伝えて助言している。
Ⅲ－１－（１）－② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	個人情報保護方針を定め、ホームページでも公表しており、個人情報保護マニュアルの中にも明示されている。入園時の説明で読み合わせを行い、個人情報の利用目的を伝えて理解と協力につなげており、子どもの写真のホームページなどへの掲載に関する同意を得ている。情報の開示請求への対応方法は本部の規程を定め、運営委員会などで説明して伝えている。重要事項説明書には開示請求への対応に関する内容を記載して、職員やボランティアなどには個人情報の取り扱い規定を個別に説明して管理を徹底している。子どもに関する情報を外部とやりとりする必要がある場合には、保育園業務マニュアル、個人情報保護マニュアルに沿って必ず保護者に説明をして同意を得ている。虐待・羞恥心への配慮など子どもの人権に関する研修を受講し、職員間で共有して保育にあっている。羞恥心への配慮では、オムツ交換や着替えの際には周囲から見えないように配慮して対応し、衣服の着脱の際にも年齢に応じた指導を行い、共通認識を持って保育支援を行っている。お漏らしには、他の子どもから見えないようにトイレに連れて行くなどの対応をしている。

Ⅲ－１－（２） 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ－１－（２）－① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	運営・保育理念、保育目標や活動内容などの概要は、本部のホームページや市のホームページなどを通して情報の提供に努めている。保育園の見学者や入所希望者には内容が分かりやすいパンフレットを用意、配布して丁寧に説明し対応している。
Ⅲ－１－（２）－② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	入園前には本部からの「入園のご案内（重要事項説明書）」や「保育所のご案内」のパンフレットに沿って、運営・理念や保育目標を基本に、サービス内容や持ち物など具体的に説明し、保護者の理解につなげている。入所後の変更に関しても利用者や家族が理解しやすいように丁寧な説明をして、書面などで同意を得て確認書を提出してもらっている。
Ⅲ－１－（２）－③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	卒園児や転居による退園児には保育所での行事に関するお知らせを配布し、運動会参加の案内をしたり家庭からの相談にも随時対応するなど福祉サービスの継続性に配慮している。転園先より要望があれば必要に応じて保護者の承諾をとり、児童票などの移行にも対応している。就学時には保育児童要録などの関係書類を就学先に提出するなど、学校生活へのつながりに配慮している。
Ⅲ－１－（３） 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ－１－（３）－① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	保護者参加の行事後にはアンケート調査を行い、行事への意見や要望などを収集・把握して、職員の反省なども踏まえて、次の行事日程や内容の検討、保育活動の改善などに活かしている。運営委員会において保護者との意見交換の場を設けて、意向などの把握に努めている。また、日常からできるだけ保護者とのコミュニケーションを心がけ、意見などが言いやすい環境となるように配慮し、連絡帳などを通して寄せられた意見や要望なども含めて、迅速に対応するようにしている。改善できる項目などは可能な限り対応するように取り組み、行事日程などへの配慮や保育内容の工夫を行っている。保護者からの意見を活かして、1・2歳児と3歳児以上に分けて、来年度春の遠足を実施することを予定している。

Ⅲ－１－（４） 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ－１－（４）－① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	相談・苦情窓口などへの対応体制を整え、重要事項説明書には本部の相談・苦情窓口や区の相談機関の連絡先の情報が明示されており、入園時に保護者に説明し周知している。相談・苦情窓口や受付責任者、第三者委員などの情報を園内に掲示して保護者に周知している。また、意見箱を設置して直接言いづらい保護者へも配慮し、寄せられた意見などには迅速に対応するよう努め、苦情などは本部に報告して指示を仰ぎ、全職員で共有し対応している。アンケートの集計結果は運営委員会で保護者に伝え理解と協力につなげ、保育活動などの向上に活かしている。
Ⅲ－１－（４）－② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a	入口にご意見箱を設置して保護者が意見などを提出しやすいよう配慮しており、行事に関するアンケートなどを行い、保護者からの希望や意向など把握して保育に活かしている。また、日常の保育を通じて丁寧なコミュニケーションを心がけ、保護者が意見などを言いやすい雰囲気を整えることに努めており、できるだけ迅速な対応策の検討と実施につなげることで、利用者調査での100%満足との結果となって表れている。
Ⅲ－１－（４）－③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	保護者参加行事後にはアンケート調査を行い、保護者からの意見や要望などを把握し、職員の反省なども踏まえて、行事内容の検討や保育活動の改善などに活かしている。また、運営委員会を通して保護者との意見交換の場を設け、意向や要望などの把握に努めている。寄せられた意見や要望などには、園で改善できる項目などについて可能な限り対応するように取り組み、行事日程などへの配慮や保育内容を工夫するなどの対応を行っている。遠足や運動会などの保護者参加の行事は、多くの保護者が参加できるよう曜日などに配慮して行っている。

Ⅲ－１－（５） 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
<p>Ⅲ－１－（５）－① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>a</p>	<p>緊急時対応マニュアルの整備、緊急連絡フローの掲示、アクシデント報告書・インシデントレポートなどの対応体制が準備され、理念の「子どもたちの安全・安心の確保」を目指した対策などを進め、不審者対応などの防犯対策にも取り組んでいる。セキュリティシステムを用いた安全管理、チェックリストによる室内の確認、メール配信システムを利用して保護者に情報を伝えるなどの対応を行っている。また、けがなどの発生状況を確認し、職員間で共有して再発防止に努めている。本部から提供される他園でのアクシデント報告を職員間で共有したり、日々の遊びや保育活動の中で危険箇所や危ない場面がないかを確認して対応している。園外活動マニュアルを作成し、戸外でも遊び始める前に安全を確認して、子どもたちと遊具の使い方のルールを共有するなど、場面毎に意識できるよう配慮している。</p>
<p>Ⅲ－１－（５）－② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>保護者に対して感染症などの保健に関する情報を定期的に系列園共通のほけんだよりで伝え、その時季に必要な熱中症、感染症、手洗いや予防接種などの保健に関する情報提供と注意喚起に努めている。園で感染症が発症した場合は、病名、発症状況、症状、注意点などを掲示して保護者に知らせ、感染の拡大防止につなげている。また、子どもたちが健康に日常を送れるよう、日々の生活で手洗いやうがいの大切さを伝えている。手洗い場には手洗いの手順を掲示したり、3歳児以上のクラスでは手洗いキット（ブラックライトを用いた手洗いチェッカー）を使用して手洗いの指導を行っており、年齢に応じて日常生活の中で身につくようにしている。職員間で下痢・おう吐処理の方法を研修し、感染拡大予防に向けて配慮している。</p>
<p>Ⅲ－１－（５）－③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>毎月防災訓練を実施し、地域の消防署と連携を取り年1回水消火器を使った体験などを行い、緊急時への対応を進めている。引渡し訓練も行い、引渡し方法を明確にしている。緊急時の自主防災組織と対応担当を予め決め、園外活動マニュアルを定めて戸外活動時の連絡方法や緊急対応などを確認したり、防災備蓄品などの確保を行い、災害時への備えをしている。</p>

Ⅲ－２ 福祉サービスの質の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ－２－（１） 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ－２－（１）－① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	保育課程に基づき、年間指導計画や月間指導計画が作成され、１・２歳児は個別の指導計画を作成して保育にあたっている。「保育園業務マニュアル」が作成され、日常の保育の実施についてや災害時・緊急時の対応など全ての必要事項が構成された内容で文書化されている。
Ⅲ－２－（１）－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	「保育園業務マニュアル」は毎年、園長会議で各園からの提案をもとに検討・見直しが行われ、改訂がなされている。改訂箇所は、本部から各園に送付され、差し替えられる仕組みとなっている。今年度より、スーパーバイザー・マネージャーの指導・管理体制となり、各園の運営指導や保育活動への助言などがより効率的に受けられるようになっている。
Ⅲ－２－（２） 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ－２－（２）－① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a	入園時には、健康調査票や生活記録票を保護者に記入してもらい、個別面談を行い家庭の状況を把握し記録している。１・２歳児は、個々の成長の様子や健康状況の把握を行い、月間指導計画を作成している。子どもの状況については、職員会議や昼礼で職員間で共有し、一人ひとりの様子を把握して指導計画が策定されている。
Ⅲ－２－（２）－② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	毎年、保育課程を見直し、年間指導計画は期毎に評価・反省を行い、職員会議で内容を検討している。月間指導計は月末に評価・反省を行い、週案は週末にクラス毎に評価・反省を行って、次期の計画に反映している。園長が保育への反省などを次期に活かせるように、指導と助言を行っている。保育活動での気づきや提案などを活かして、職員会議で話し合いを行い、職員間で共有して理解を図り実践に活かしている。
Ⅲ－２－（３） 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ－２－（３）－① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a	「保育園業務マニュアル」に記載されている手順に沿って、保育日誌、日報、児童票、健康日誌、連絡帳を記録している。記録は定期的に園長が確認して、修正や記録の内容の充実を図るように指導している。１・２歳児は個別の連絡帳に子どもの様子を記入して保護者に伝え、園との連携を図っている。子どもの状況や保護者からの連絡は、昼礼を通して口頭での連絡や早番・遅番の連絡ノートに記入し、職員全員で情報の共有化を図っている。
Ⅲ－２－（３）－② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	「個人情報保護マニュアル」を定めてプライバシーポリシーを明示している。個人情報に関わる書類は鍵付きの書庫に収納し、鍵の管理は園長が行っている。保育活動に必要な記録は園長が確認して、文章の取り扱いや内容を指導している。保育活動中は開錠して必要に応じて取り出して記録の追加などを行っている。文書の廃棄については保管期限に沿って管理し、廃棄書類は本部の倉庫に保管され、規定の期限が来たものから溶解処分が行われている。

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育所保育の基本

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a	保育課程は運営・保育理念・方針・園目標に基づいて、地域の特性を考慮して策定されている。入所時に行われる個別面談で、一人ひとりの子どもの発達や家庭の状況などを把握して保育所での生活が子どもにとって配慮される内容に編成されている。園内に掲示され、保護者に向けて周知されている。年度初めの運営委員会などで保育の基本となる保育課程をわかりやすく説明し、各指導計画とのつながりなども伝えていく検討も期待したい。
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	d	0歳児の受け入れ定員がない認可保育所のため、対象児がない
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	子どもが無理なく生活習慣などを身につけられるように配慮し、一人ひとりの発達年齢や個性、家庭環境などの情報を職員間で共有して保育を行っている。遊ぶ際には、何種類かの玩具を出して遊びたいと思う好きな遊びを選んで、楽しめるように環境を設定している。職員はできるだけ見守り、必要に応じて援助するようにして、子どもたちが自ら取り組んでいけるように配慮している。コーナーを設定してルールを守り遊ぶようにしたり、1・2歳児合同での保育活動も取り入れて異年齢で過ごす取り組みも盛り込んでいる。訪問した際にも、1歳児が2歳児クラスで遊んだりして部屋の雰囲気慣れるように配慮した取り組みが見られた。2歳児まで連絡帳を用いて家庭と保育所での生活などに関する情報を共有し、連続性を考慮して保育に活かしている。また、睡眠中の安全確保のため、年齢毎に決められた時間で呼吸や体位などのチェックを行い、記録を残している。
A-1-(1)-④ 3歳以上の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	好きな遊びを選び楽しめるようにクラス内の環境設定を工夫して、保育室の配置も人数や成長に合わせて配慮している。3歳児・5歳児の保育室は隣り合わせとなっており、パーティションを外すと大きなひと続きのホールとして使用でき、行事の際などに活用している。5歳児クラスでは、子どもたちが玩具を見やすく取り出しやすいように工夫された棚が置かれていた。また、専任講師による、体操・英語・リトミックを年齢に応じて計画的に取り入れ、保護者からも好評を得ている保育活動となっている。また、5歳児は就学に向けて午睡を徐々に無くし、子どもの興味・関心が広がるように、基礎づくりとして文字の練習などを行っている。
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。	a	小学校への訪問などを計画的に行い、1・2年生とのふれあいタイムやお店やさんごっこに参加している。保護者会では、小学校の先生を招いて就学に向けた話や心構えなどを聞き、意見交換の場を設けている。市から提供された、就学に向けた資料を掲示して保護者に伝え、保護者の許可を得て、保育所保育要録を入学先の小学校に送っている。5歳児は子どもの体調などに合わせて午睡を徐々に減らしていき、小学校での生活サイクルに適応できるよう配慮している。

A-1-(2) 環境を通して行う保育		
<p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>園庭には花壇が造られ、季節の変化を鑑賞できるようにしている。また、水遊びを楽しめるようにプールが配置されている。昨年、耐震補強工事でロッカー・靴箱の入れ替えや壁・床・天上の張替などが行われ、安全で安心できる室内環境が整い、さらに衛生的で明るくきれいな保育環境になっている。子どもたちが使う玩具の消毒を週に1回行い、衛生面でも配慮している。園内外の危険な箇所には工夫が施され、園庭の水道蛇口が出ているところには布切れを巻き付けて、万一子どもがぶつかっても衝撃が少なくなるように工夫がされてる。</p>
<p>A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>食事・排泄・睡眠・衣服の着脱・清潔への対応など、基本的な生活習慣が確立できるように、年齢に合わせて様々な取り組みを行っている。登降園時の挨拶、食事・おやつ時には当番制を取り入れたり、歌や挨拶などで子どもたちが興味を持って生活習慣を身につけられ、楽しく取り組めるように配慮している。低年齢児のトイレトレーニングは毎日の様子を保護者に伝え、個人面談や連絡ノートなどで家庭と連携・協力して、子どもに無理のないように進めている。歯みがきは3歳児以降で対応しており、歯科検診は年1回実施して結果を保護者に定型の書式で伝えている。</p>
<p>A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>運動会の遊戯やリズム遊び、劇遊びなど行事を通し子どもたちが協力し合い、楽しく取り組めるようにしている。1・2歳児は保護者参加の競技を取り入れ保護者と協力して取り組み、3歳児以上では団体競技を行い、友だちと協力することで達成感と充実感を味わっている。また、5歳児はお泊り保育を行い、食材を店に行き、自分たちで調理するなどの経験をしている。子どもたちの発達に応じて集団遊びを楽しめるように保育環境を設定し、楽しい思い出に残る保育に向けて工夫をしている。</p>
<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>保育所お散歩MAPが玄関に掲示されており、子どもたちが日常どこの公園などに出かけているかを保護者にわかりやすく伝えている。散歩や近隣の公園での園外活動や芋ほり遠足を行い、自然に触れあい季節を感じ取れるようにしている。今年度は、科学体験のボランティアを招き、製作などを教えてもらう交流をしたり、クリスマス会では影絵を見せてもらうなどのふれあいも行っている。また、防災訓練での消防士とのふれあいや、大きな鯉のぼりを作って商店街の川口芝川祭りに参加したりして、地域との交流を楽しみ、子どもたちの社会性を育み社交性の向上に活かしている。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>年齢に応じた、絵本や紙芝居の読み聞かせを行っており、専門講師による英語カリキュラムを取り入れて様々な言語活動に触れる機会も提供している。絵本を題材とすることばの知育教材を用いて、言葉への興味と関心を深める取り組みを進めるなど、子どもたちが様々な言葉とのふれあいができるように配慮している。</p>

A-1-(3) 職員の資質向上		
A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a	自ら記入する研修計画をもとに、半期毎に保育活動や研修などについて反省・感想を記入して、園長やマネージャーが助言や指導を行っている。研修参加終了後にはレポートを作成し、職員会議などで報告して保育の見直しや改善につながるように意見交換している。また、年間指導計画（4期）、月間指導計画（毎月）、週案（毎週）、保育日誌（毎日）に実践活動の振り返りと評価・反省を記録して、次の保育活動へと反映させている。また、年度末には職員一人ひとりが今年度の振り返りと次年度の取り組みを記入して、園長が確認をしている。

A-2 子どもの生活と発達

	第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 生活と発達の連続性		
A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a	入園時の面談、日々の保育活動、家庭とのコミュニケーションを通して、一人ひとりの成長や家庭環境の情報などを把握し、職員間で共有して子どもへの理解につなげ保育活動に活かしている。子どもへの言葉かけ、対応については「保育園業務マニュアル」に掲載されており、子ども一人ひとりの要望や欲求などを言葉や態度などに沿って丁寧に受け止めて、その場の対応などに活かしている。保育日誌の記録の工夫や連絡ノートを活用して、職員全員で子どもの様子を共有し、子どものペースに応じた保育への取り組みを進めている。
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	配慮が必要な子どもの保育にあたっては、個々の子どもの発達に合わせた保育が実施できるように配慮している。本部の臨床心理アドバイザーと連携して、発達支援に関する相談ができる体制が整えられており、必要に応じて定期的に巡回指導を依頼したり、相談後には相談シートに助言や対応の仕方などの記録を残して保育支援に活かしている。また、市の巡回指導・相談を受けることもできる。気になることがある場合、保護者との連携を密にして家庭での子どもの様子を聞いたり、保育所での様子や成長・発達などの状況を保護者と話して、相互に理解を深めて保育にあっている。保健センターなどの関係機関と連携して情報の共有を進め、丁寧な対応を心がけている。配慮が必要な子どもには加配職員を配置するなどの対応を行い、個別の指導計画を作成して保育支援をしている。法人主催の研修や県主催の研修にも参加しており、保育者が特別支援についての理解を深めるとともに、自身のスキルアップの機会にもなっている。
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	a	延長保育時間の合同保育では、1・2歳児、3歳～5歳児に部屋を分けて保育活動をするなど、子どもの安全面に配慮した保育への取り組みを行っている。じゅうたんやマットなどの敷物を用いてコーナーを設定して、子どもたちが好きな遊びを十分できるよう、落ち着いて寛げる雰囲気や大切に保育者が子どもたちの様子を見守り、適切な対応を心がけている。保護者への伝言等は申し送り事項欄に記入して、連絡漏れがないように配慮している。また、希望者には補食の提供も行っている。延長保育日誌の活動内容には子どもたちの活動が記入されており、延長保育時間も保育活動の引き続きであるという意識のもと、子どもたちの活動の様子をさらに丁寧に記入して、次の日の保育活動などに活かされることも期待したい。

A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
<p>A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。</p>	<p>a</p>	<p>毎日の子ども一人ひとりの健康状態は登園時の視診や検温、保護者からの情報提供などで把握し、健康管理に努めている。子ども一人ひとりの健康状態は、健康調査票・入園後の児童健康調査票、年2回の内科検診・年1回の歯科検診・ぎょう中卵検査などで把握して記録している。日常保育の中で与薬が必要な子どもについては、医師の指示書と保護者の依頼を受け、与薬マニュアルにしたがって対応している。医療的ケアが必要な場合には、嘱託医に相談し対応を進める体制もある。子どもの発熱を確認した際には保護者に連絡して、体調に応じて変化なども知らせ、事務室で休ませるなどの対応をしている。また、5歳児の親子クッキングでは手洗いチェックを行い、手洗いの指導に活かしている。</p>
<p>A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>お楽しみランチやお好みメニューなど、食事を楽しみながら摂れるように工夫しており、3歳児以上はお別れ会でバイキングランチを楽しんでいる。子どもの体調など食欲に応じて食べられる量を加減できるようにも工夫している。3歳児以上のクラスでは当番活動で配膳や後片付けをしており、食事前に食品名や食材を発表するなど、子どもたちの役割を通して責任感や達成感、食育への関心などにつなげている。年間食育計画に基づいてクッキング保育計画があり、園庭で栽培した野菜を使って調理を行ったり、イベントや行事などに合わせて行事食を提供し、食事を通して子どもたちの楽しい保育所生活につなげている。2・3歳児がお弁当を持って外で食事をしたり、4・5歳児は芋掘りに出かけ自分たちが収穫した芋を食べるなどの体験もしている。</p>
<p>A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。</p>	<p>a</p>	<p>栄養士、調理員、保育士が連携を取りながら、子ども一人ひとりの食事の状態を把握し、毎月給食会議を行って翌月の調理に反映している。子どもたちが楽しく食べられるように考慮しており、栄養士が各クラスを回って食事の様子を見たり、直接子どもたちから話を聞いたりして刻みや味付けの工夫などに活かしている。給食の状況を毎日確認して検食簿・残食簿に記録し、子どもたちの食事についての見直しや改善につなげている。</p>
<p>A-2-(2)-④ 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。</p>	<p>a</p>	<p>年2回の内科健診、年1回の歯科検診の結果は児童票や歯科検診表に記録して職員間で共有している。診断結果のお知らせは書面にて保護者に配布し、保護者と連携して必要な場合には嘱託医の指導を受けたり、歯科受診などを促して家庭での保育につなげている。保健に関する情報を保健だよりで伝え、時季に応じて必要な熱中症・感染症対策、手洗い法や予防接種などの情報提供と注意喚起にも努めている。</p>

A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
<p>A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>系列園共通のマニュアルに従い、アレルギー対応や与薬への対応を行っており、入園時に医師の診断書・指示書に基づいて保護者と話し合い、個別に配慮した食事の提供や与薬対応をしている。食物アレルギー児への食事の提供は医師の指示に基づき、除去食及び代替え食を提供している。誤食のないように前日に食材などの確認を行い、名前入りの色違いトレーを使用し、配膳の時にも確認を行い誤配のないように注意している。また、職員が付き添って別の机で食べるようにもしている。食事の献立や除去期間などについては保護者に確認してもらい、半年に1度主治医の診察を受けて内容に変更がないかどうか確認をもらっている。アドレナリン自己注射の講習を受け、対応ができるよう受け入れに配慮している。</p>
<p>A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>衛生マニュアルが整備され、読み合わせを行い職員間で周知して取り組んでいる。マニュアルの手順に沿って調理作業を進め、調理室内の清掃は毎日記録を残し園長が確認をして、不備があればその都度指導を行っている。調理スタッフの健康管理もチェックリストによって確認しており、市の衛生管理チェックを受けて、調理室内のひび割れや水漏れなどは適宜修理などで改善されている。</p>

A-3 保護者に対する支援

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a	保護者に毎月の献立表・給食だよりを配布して、食事に関する情報を提供している。1・2歳児は毎日の連絡帳から家庭での食事量などの様子を把握し、保育所での食事の様子なども伝えている。玄関に給食サンプルを展示し、量や盛り付けなどを見てもらい、試食会で実際に給食を食べてもらうことで保育所での食事を味わってもらっている。また、子どもたちの人気メニューのレシピを配布し、食育への意識向上へもつなげている。
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a	毎月園だよりやクラスだよりを配布し、子どもの発達と成長の様子を保護者に伝えている。1・2歳児は個別の連絡帳を利用して、3歳児以上ではクラス毎にその日の活動を掲示して子どもたちの様子がわかるようにして保護者と情報を共有している。お迎え時にはできるだけ保護者と直接話せるように配慮し、家庭との連携を図ることに努めている。個別の相談や送迎時の対話などは職員ノートやクラス毎の連絡表、延長保育日誌などに記録している。保育参観のあとに給食試食会を行い、食事に関する保護者からの相談を受けたりしている。また、午睡までの半日の保育士体験を実施し、散歩や遊び、給食などを直接体験してもらうことで、保育所における取り組みなどを知ってもらい、保護者からも好評である。
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	a	年度の初めにはクラス懇談会などで、年間目標や年齢毎の成長や発達の目安などを分かりやすく説明して共有を図っている。アンケート結果からも保護者が園の保育方針などに理解を示していることが窺える。保育士体験を実施して保育園での取り組みを実際に体験してもらい、個人面談や懇談会などで保護者と職員が直接話し合い、定期的に運営委員会を行って意見や要望など聞く機会を設けている。
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a	虐待マニュアルが整備され、保護者や職員に向けて虐待防止ポスターの掲示で周知や啓発にも取り組み、入社時研修でも職員に周知されている。オムツ交換や着替えの際に全身の視診を行うなど、不適切な養育が疑われる場合には記録を残すなど、職員間で連携して早期発見に努めている。状況に応じて関係機関と連携を取り、対応していく体制が整っている。また、保育者も虐待と疑われないように、子どもとの関わり方として「保育の虐待チェック」に基づき、保育の振り返りができるようにしており、職員同士で話し合い、お互いに確認し合えるように配慮している。